

負担限度額認定申請の変更内容のお知らせ

施設における居住費、食費の平均的な費用を勘案して定められる「基準費用額」の中の「食費」と介護保険負担限度額における所得の状況が、令和8年8月1日から一部変更になります。

変更内容をご確認の上、申請してください。

変更内容

(1) 基準費用額（日額）

※Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。

【現在】

			基準費用額 (日額)
食費			1,445円
居住費	多床室	特養等	915円
		一部の老健・医療院(※)	697円
		上記以外の老健・医療院等	437円
	従来型個室	特養等	1,231円
	老健・医療院等	1,728円	
ユニット型個室的多床室			1,728円
ユニット型個室			2,066円

→

【令和8年8月から】

			基準費用額 (日額)
食費			1,545円
居住費	多床室	特養等	915円
		一部の老健・医療院(※)	697円
		上記以外の老健・医療院等	437円
	従来型個室	特養等	1,231円
	老健・医療院等	1,728円	
ユニット型個室的多床室			1,728円
ユニット型個室			2,066円

(2) 利用者負担段階・所得状況

※80万9千円→82万6,500円に変更されます【令和8年8月から】

【 】内の金額は、介護老人福祉施設、その他型および療養型の介護老人保険施設、Ⅱ型の介護医療院を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【負担限度額料金表】(1日当たり)

	生活保護受給者	世帯全員が住民税非課税	預貯金等の資産の基準	居住費				食費	
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者		要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	老齢福祉年金受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①			合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②			合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円 【530円】	1,420円	1,360円

【 問合せ先 】

福祉保健部介護保険課事業者支援給付係
電話：03-3546-5377